

# 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター 情報コーナー 利用者募集要項

## 1 募集概要

### (1) 公募の趣旨

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター(新潟市中央区清五郎 67 番地 12)では、館内「情報コーナー」(以下「本施設」という。)を活用し、来館者への情報提供やサービス展開を行う事業者を募集します。

本施設は、年間約 47,000 人が来館する拠点施設内にあり、健康づくりやスポーツに関心の高い県民に対して、効果的な情報発信や事業展開が可能な環境です。

本募集では、センターの設置目的に沿い、連携による相乗効果を生み出す意欲ある事業者を広く募集します。

### (2) センターの設置目的

新潟県民の自主的かつ生涯にわたる健康づくり活動を支援し、活力ある地域社会の形成を図るとともに、スポーツに関する科学的トレーニングの実践支援およびスポーツ障害への適切な対応を通じて、県内の競技水準の向上に寄与することを目的としています。

(新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例 第1条より)

### (3) 本施設に求める役割

本施設の利用者には、上記目的を踏まえ、次の役割を担っていただきます。

- スポーツおよび健康づくりに関する情報発信
- 来館者の健康意識の向上につながる取組の実施
- センター事業との連携による相乗効果の創出

## 2 施設概要

### (1) 対象施設

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター内  
情報コーナーの一部スペース

- 面積:約 169 m<sup>2</sup>
- 年間来館者数:約 47,000 人(令和 7 年度実績)

## (2) 利用日・利用時間

- 利用日:センター休館日を除く日
- 利用時間:9時から17時まで  
※上記以外の利用については、指定管理者との協議により決定します。

---

## 3 利用に関する条件

### (1) 利用許可

本施設の利用許可は、指定管理者である「にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク」が行います。

(構成団体)

- 学校法人新潟総合学園
- 公益財団法人新潟県スポーツ協会
- 医療法人愛広会
- 愛宕商事株式会社

---

### (2) 利用期間

- 利用開始日:利用許可日
- 利用終了日:令和9年3月31日まで

※令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間については、利用者の申出により1年単位で更新可能です。その場合は、利用期間満了日の3か月前までに届出が必要です。ただし、他の利用者からの応募があった場合は、審査の上で利用者を決定します。

※自己都合により利用を終了する場合は、終了希望日の6か月前までに届出を行ってください。

※原状回復に要する期間は利用期間に含まれます。

※指定管理者の判断により利用できない場合があります。

---

### (3) 利用料金等

#### ①利用料金

- 月額:308,000円(消費税等込み)  
※時間外利用については別途料金が発生します。  
※月途中の利用開始・終了の場合は日割り計算とします。  
※利用料金は指定管理者へ支払うものとします。

## ②利用者負担

以下の費用は利用者の負担とします。

- 備品・消耗品の購入費
- 防火設備等の維持管理費
- 原状回復に要する費用

※利用終了時は、利用者の負担により原状回復を行ってください。  
※履行されない場合は、指定管理者が代行し、その費用を請求します。  
※新たな設備設置は、事前に指定管理者の承認が必要です。  
※既存設備の利用費は利用料金に含まれます。

## ③利用者の役割

- 指定管理者との連携および情報共有を行うこと。
  - 緊急時には指定管理者の指示に従うこと。
  - 関係者との良好な関係構築に努めること。
- 

## (4) 利用内容の制限

- 承認された営業計画以外の用途での使用は禁止します。
  - 用途変更時は事前に承認を得る必要があります。
  - 善良な管理者の注意義務をもって施設を管理すること。
  - 設備破損時は利用者負担で修繕すること。
  - 権利の譲渡、転貸、名義貸し等は禁止とします。
  - 関係法令を遵守すること。
  - 安全・衛生管理に関する指導には速やかに対応すること。
- 

## (5) 損害賠償

利用者は、以下の場合に損害を賠償するものとします。

- 施設を損傷または焼失した場合。
  - 法令違反や義務不履行により損害を与えた場合。
  - 故意・過失により損害を与えた場合。
- 

## (6) 利用の取消等

次の場合、利用許可の取消または条件変更を行うことがあります。  
なお、その際の損害については補償しません。

- 本要項や法令に違反した場合。
- 虚偽申請があった場合。
- 社会的信用を損なう行為があった場合。

- 報告等に虚偽があった場合。
  - 応募資格を喪失した場合。
- 

## 4 応募方法等

### (1) 応募資格

次の条件を満たす法人または団体(任意団体含む)

- 新潟県内または新潟市内に拠点を有すること。
- スポーツ医科学分野等に関連し、センターと連携可能であること。
- 本施設の役割を担う意欲があること。

※以下に該当する場合は応募不可

- 個人
  - 複数の法人または団体による共同事業体
  - 反社会的勢力
  - 経営破綻状態にある法人等
- 

### (2) 応募スケジュール

- 募集開始:令和8年4月24日
  - 説明会申込締切:令和8年5月1日
  - 説明会:令和8年5月7日
  - 質問締切:令和8年5月12日
  - 回答:令和8年5月15日
  - 応募締切:令和8年5月19日
  - 審査:令和8年5月20日~22日
  - 結果通知:令和8年5月26日
- 

### (3) 提出書類

- 申請書
- 誓約書
- 営業計画書
- 団体概要資料
- 営業に必要となる許認可証等の写し(該当する場合のみ提出してください。)

#### (4) 選定方法

提出書類の内容をもとに総合的に審査し、必要に応じてヒアリングを実施します。

---

#### (5) 結果通知

令和8年5月26日(予定)に文書で通知するとともに、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターのホームページで公表します。

---

### 5 その他

#### (1) 利用開始までの手続き

利用決定後、指定管理者と協議のうえ利用許可を行います。

---

#### (2) 注意事項

- 応募に係る費用は応募者負担とします。
  - 提出書類は返却しません。
  - 書類変更後の内容の変更はできません。
  - 必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。
- 

#### 添付資料

- 様式1 申込書
- 様式2 質問書
- 様式3 申請書
- 様式4 誓約書
- 様式5 営業計画書